

## 優良防犯電話推奨実施細則

(審査委員会の開催)

第1条 審査委員会は、次により開催する。

- (1) 原則として6月、12月の各月1回開催し、期日は、その都度決定する。
- (2) 申請の締め切りは、審査委員会開催月の前月の20日とする。
- (3) 開催期日の通知は、申請者に対し直接行う。

(審査手数料等)

第2条 審査手数料、更新手数料及び表示利用料は、次のとおりとする。

審査手数料	110,000円
更新手数料	55,000円
2 表示利用料	110,000円

3 審査手数料等の納付方法は次のとおりし、全防連の指定口座に納付する。

- (1) 審査手数料及び更新手数料は、申請者が申請時に納付する。
- (2) 表示利用料は、製造業者等が推奨及び推奨の更新を受けたときに納付する。

附則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

令和元年10月22日、公財全防連細則第6号とする。

附則

この細則は、令和3年12月16日から改正する。

附則

この細則は、令和6年4月18日から改正する。